

【別表】定期調査報告をしなければならない特殊建築物等

※ 太字は今年度報告対象建築物

| | 用途 | 用途に供する部分の階数 及び床面積の合計 | 調査及び報告時期 |
|---|---|--|--------------------|
| 特 殊 建 築 物 | 1 劇場、映画館、演芸場 | $A \geq 200\text{m}^2 \cdot F \geq 3$ 又は主階が一階にないもの | 平成17年度及び 以降2年目毎 |
| | 2 観覧場、公会堂、集会場 | $A \geq 200\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成18年度及び以降2年目毎 |
| | 3 病院、診療所、老人 ホーム、児童福祉施設等 | $A \geq 300\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成17年度及び 以降2年目毎 |
| | 4 旅館、ホテル | $A \geq 500\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成18年度及び以降2年目毎 |
| | 5 下宿、共同住宅、寄宿舎 | $A \geq 500\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成19年度及び以降3年目毎 |
| | 6 学校、体育館 | $A \geq 2,000\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成18年度及び以降3年目毎 |
| | 7 博物館、美術館、図書館、 ボート場、スキー場、 スケート場、水泳場 スポーツの練習場、 | $A \geq 2,000\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成17年度及び 以降3年目毎 |
| | 8 百貨店、マーケット、 展示場、キャバレー、 カフェー、バー、ナイト クラブ、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、 飲食店 物品販売業を営む店舗 | $A \geq 500\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成17年度及び 以降2年目毎 |
| | 9 上記に掲げるものを除き、 事務所その他これらに類 するもの | $A \geq 1,000\text{m}^2 \cdot F \geq 5$ かつ 又は3階以上にその用途に供する (100 m^2 を超える)を有するもの | 平成18年度及び 以降3年目毎 |
| <p><注> Aはその用途に供する部分の床面積の合計 Fは階数で3階以上の階にその用途に供する部分を有し、 かつ当該部分の床面積の合計が100m^2以上のもの</p> | | | |

※ただし建築物等の建築主が、法に定めた検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期は除く。